

資源管理基本方針、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準、大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い並びに知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いの一部改正案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○ 御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見の内容	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3 検証及び改良等の実施」の「1 基本的な考え方」において、広域に分布する水産資源について、参加者のみの取組では十分な効果の発揮が難しいと考えられる場合には、協定の対象とする水域や漁業の種類を拡大することや、協定の取組内容の改良や資源管理の目標の変更を検討するに際して、利用可能な最善の情報に基づき科学的に分析される結果を踏まえることの重要性が明記された点に賛同いたします。</li> <li>・別記様式第1号から3号において「その他の管理措置」を記載する欄の新設に賛同いたします。本欄の新設により、履行確認の負担なく、漁業者が実施している管理措置の全体像を協定上で把握できるようになり、取組の効果の検証精度の向上にも資するものと考えます。</li> <li>・別記様式第1号から3号において、「協定の取組内容」に加えて、当該取組を行う理由を記載する欄を新たに設けることを提案いたします。例えば、「資源量が減少傾向にあるため、漁獲圧を低減する目的で休漁期間を設定する」、「資源状況が横ばいであるため、現行の取組を継続する」といった形で、取組と資源状況の関係を明示することにより、協定参加者の取組に対する理解も深まると考えます。</li> <li>・協定に参加する漁業者が資源管理の意義や最新の科学的知見を理解することは、取組の実効性を確保する上で極めて重要であると考えます。そのため、協定に参加する漁業者全員を対象とした研修の実施を提案いたします。研修の実施のあり方は様々な形が考えられますが、例えば、漁業収入安定対策の補助金を受け取る要件とし、研修の実施主体は各漁協（または漁連）の指導部とすることが考えられます。また、大臣許可漁業から先行して実施することも考えられると思います。</li> <li>・別紙「資源管理の取組の類型とその効果」に、生態系保全に関する取組</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の別記様式第1号～第3号の「資源管理の目標及び取組内容」の「協定の取組内容」欄を、「資源管理の目標及び取組内容等」の「協定の取組内容及びその目的」欄と変更します。</p> <p>ご意見について承知しました。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>ご意見を踏まえ、ガイドラインの別紙「⑥種苗放流」を「⑥種苗放流</p>

<p>を類型として追加することを提案いたします。例えば、藻場は多くの水産資源の産卵場や育成場として機能しており、その保全などを資源管理の取組の一類型として位置づけることは、より包括的な水産資源管理の推進に寄与すると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理協定の効果の検証を行う協議会に漁協の幹部だけではなく若い漁業者も参加者として加えること、希望する第三者（環境団体などを想定）が参加できるようにすることを提案します。</li> </ul>	<p>等」とした上で、「藻場・干潟の整備」についての記載を追加します。</p> <p>ご意見について承知しました。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、資源管理協議会に関しては、その規約の中に構成員を規定しており、その中には「その他〇〇県の漁業又は資源管理に識見を有する者」と記載されています。このため、現行制度においても、ご指摘の若い漁業者や希望する第三者の参加を妨げているものではないことを申し添えます。</p>
<p>ステップアップ管理の対象とされている特定水産資源について、「ステップ1の期間においては、その管理を行う際の参考として提示される数量を1つの目安として管理が行われているかどうかの観点から、また、都道府県及び大臣管理区分に対して試行的な配分が行われ管理の目安となる数量が提示されるステップ2の期間においては、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から、検証を行う」としているが配分ルールの検討が十分に進んでいないステップ1、2の段階でも各県に参考として配分された数量や目安数量を踏まえた検証を行うのは尚早ではないか。新規 TAC 魚種の中には、ステップ2の段階でも試行的に系群内で融通等の柔軟な取組を実施する都道府県もあると思料されるなか、各県に参考として配分された数量や目安数量を踏まえた検証を行うとステップ3に向けて検討を行った都道府県内の魚種で「効果なし」と判定される魚種がでてくるのではないか。</p> <p>融通等の柔軟な取組も踏まえた数量の超過の有無だけでなく系群全体の資源評価等の要素も踏まえた評価方法とすべきではないか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ステップ1の期間では、行政機関は、今後、本格的なTAC管理を行うために必要となる助言、指導等を行うこととしており、そのための参考となる数量（管理参考数量）が提示されます。このことを踏まえ、検証についても、管理参考数量を1つの目安として管理されているかどうかの観点から行うこととしています。</p> <p>ステップ2の期間では、ステップ3以降の取組に向けて、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととしており、管理を行うための目安数量が提示されます。このことを踏まえ、検証についても、当該目安数量を踏まえた管理が行われているかどうかの観点から行うこととしています。</p> <p>資源ごとに、抱える課題が異なっており、その管理の状況も一様ではありませんが、上述のステップアップ管理の理念を踏まえ、その段階に応じた、資源管理協定の取組の効果の検証を行い、取組内容を高度化する必要があると考えており、ご理解をいただければと思います。</p>

その他、今回のパブリックコメントとは関係のないご意見が1件寄せられました。